

**令和元年度第２回  
さいたま市立小・中学校通学区域審議会  
資 料**

令和元年 11 月 7 日（木）

午後 3 時 30 分～

市役所第 2 別館 2 階 教育委員会室

## 議 事

### ( 1 ) 通学区域審議会の概要について

○さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例

平成13年5月1日

条例第114号

改正 平成23年5月16日条例第16号

(設置)

第1条 この条例は、さいたま市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の通学区域を審議するため、市教育委員会（以下「委員会」という。）にさいたま市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、委員会の諮問に応じ、小・中学校の通学区域に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつど、委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 小・中学校長
- (3) 小・中学校PTAの役員
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、特に必要と認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させることができる。  
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成23年5月16日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(市議会の議員として委員の職にある者の特例)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

## さいたま市立小・中学校通学区域審議会委員

(任期 令和元年 8 月 24 日から令和 3 年 8 月 23 日まで)

|    |           |               |                       |
|----|-----------|---------------|-----------------------|
| 1  | 知識経験を有する者 | 元小学校長         | こん のりこ<br>近 範子        |
| 2  | 知識経験を有する者 | 元小学校長         | すごう けいこ<br>須郷 恵子      |
| 3  | 知識経験を有する者 | 元小学校長         | いしくろ ま ゆ こ<br>石黒 真愁子  |
| 4  | 知識経験を有する者 | 元小学校長         | みやた まさみ<br>宮田 正己      |
| 5  | 知識経験を有する者 | 弁護士           | いけだ み さ<br>池田 味佐      |
| 6  | 知識経験を有する者 | さいたま市自治会連合会   | いしかわ けん じ<br>石川 憲次    |
| 7  | 知識経験を有する者 | 青少年育成さいたま市民会議 | むこうやま ゆ き お<br>向 山 幸雄 |
| 8  | 知識経験を有する者 | 交通指導員連絡会      | くわはら りょうこ<br>桑原 良子    |
| 9  | PTA 役員    | PTA 協議会       | いまがわ なつゆき<br>今川 夏如    |
| 10 | PTA 役員    | PTA 協議会       | みぞぐち けいこ<br>溝口 景子     |
| 11 | PTA 役員    | PTA 協議会       | まつたに かずまさ<br>松谷 一正    |
| 12 | PTA 役員    | PTA 協議会       | まつもと ひでと<br>松本 英人     |
| 13 | 市職員       | 市街地整備課長       | いいの しんいち<br>飯野 慎一     |
| 14 | 小学校長      | 市立大砂土小学校      | ふかつ けんたろう<br>深津 健太郎   |
| 15 | 中学校長      | 市立植水中学校       | も ぎ のりひと<br>茂木 里仁     |

## さいたま市立小・中学校通学区域審議会運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例（平成13年さいたま市条例第114号）に定めるもののほか、さいたま市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録の作成)

**第2条** 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 審議会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(会議の公開)

**第3条** 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に認めるときは、審議会に諮って公開しないことができる。

(会議の傍聴)

**第4条** 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5名になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わない

こと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年1月25日から施行する。

## 指定校変更・区域外就学許可基準

(26. 4. 1改正)

| 区分               |     |     | 許可基準                                                                                 | 許可期限               | 確認事項及び必要書類                      | 申請先        |
|------------------|-----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------|------------|
| 転居・転出            | 小学校 | 全学年 | 通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合                                                            | 卒業まで               |                                 | 学事課<br>区民課 |
|                  | 中学校 | 全学年 | 通学区域外に引越したが、通学の安全が確保できる場合                                                            | 卒業まで               |                                 | 学事課<br>区民課 |
| 小学校指定校変更による中学校入学 |     |     | 指定校変更許可を受け小学校卒業まで継続して在籍した場合(卒業した小学校の進学中学校)                                           | 卒業まで<br>(中学校入学時申請) |                                 | 学事課<br>区民課 |
| 兄弟姉妹             |     |     | 兄弟姉妹が指定校変更・区域外就学により就学している学校へ就学を希望する場合                                                | 卒業まで               | ※入学時(転入学時)、兄弟姉妹が希望校へ在籍している場合のみ。 | 学事課<br>区民課 |
| 転居予定             |     |     | 1年以内に引っ越す予定があり、あらかじめ引っ越し先の学区の学校に通学を希望する場合                                            | 転居予定期日まで           | 建築請負契約書<br>建築確認申請書<br>賃貸借契約書 等  | 学事課<br>区民課 |
| 疾病等              |     |     | 疾病や障害で指定校への通学が困難な場合                                                                  | 卒業まで               | 医師の診断書                          | 学事課        |
| 留守家庭             |     |     | 共働き等により、児童の帰宅時に保護者が不在であり、やむを得ず通学区域外の祖父母宅や放課後児童クラブ等へ預けなければならないため、預かり先住所の指定校に通学を希望する場合 | 小学校卒業まで            | 勤務証明書<br>申立書兼誓約書 等              | 学事課<br>区民課 |
| 特定地域             |     |     | 教育委員会が指定している特定の地域に居住している場合                                                           | 卒業まで               |                                 | 学事課<br>区民課 |
| 教育的配慮            |     |     | いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合                                               | 卒業まで               | ※必要書類の有無は状況に応じて教育委員会が決定する       | 学事課        |

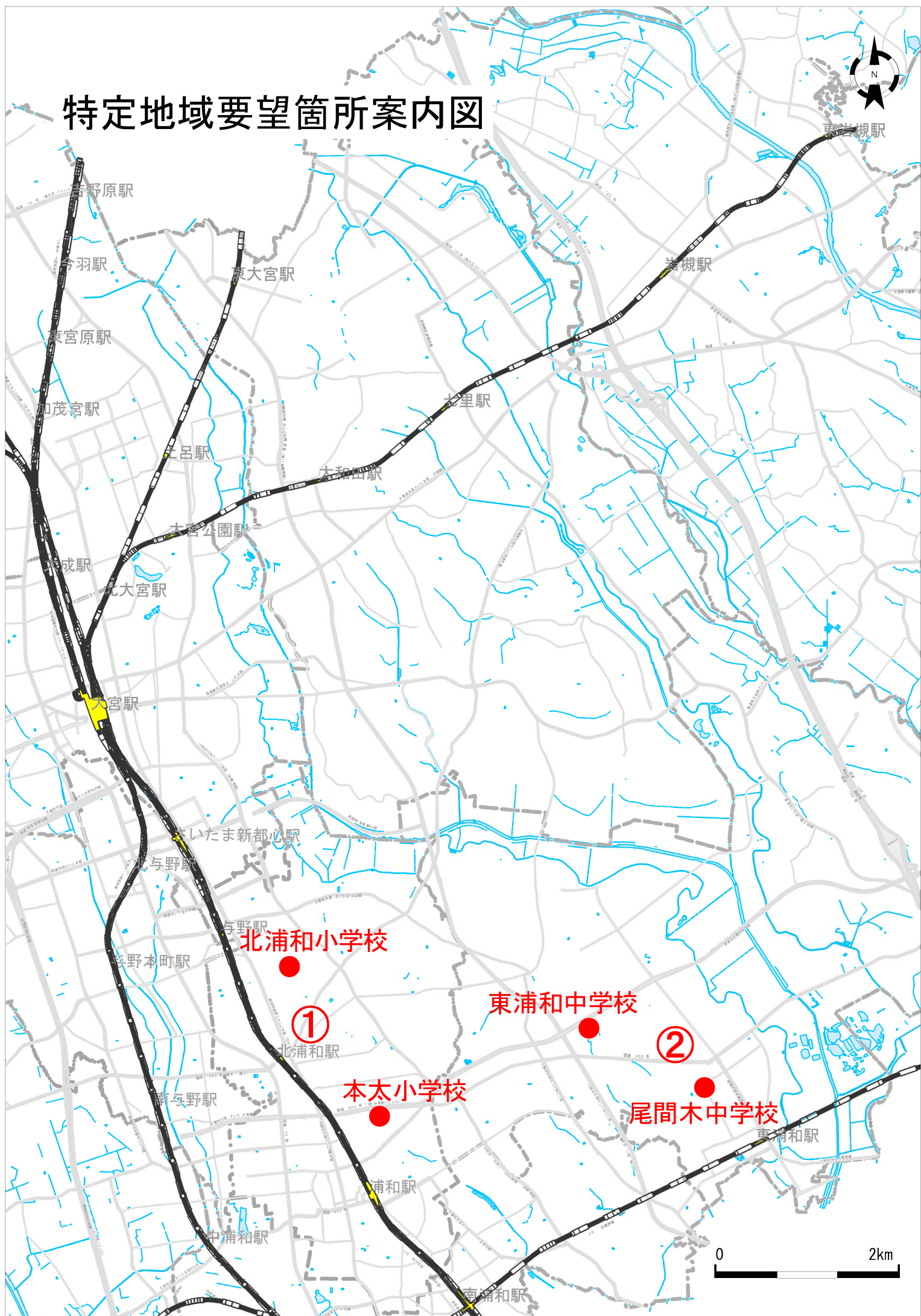
許可条件 ○ 通学方法・経路については学校長の指示に従う。 ○ 通学途中の事故については、保護者が責任を負う。  
○ 許可期間終了後は居住地の指定校に就学する。



## 議 事

### (2) 特定地域の設定について

## 特定地域要望箇所案内図





北浦和小学校

0.5 K

凡 例



本太小学校通学区域



北浦和小学校通学区域



要望地域

— 想定通学路

1.5 K

本太小学校

特定地域設定要望について

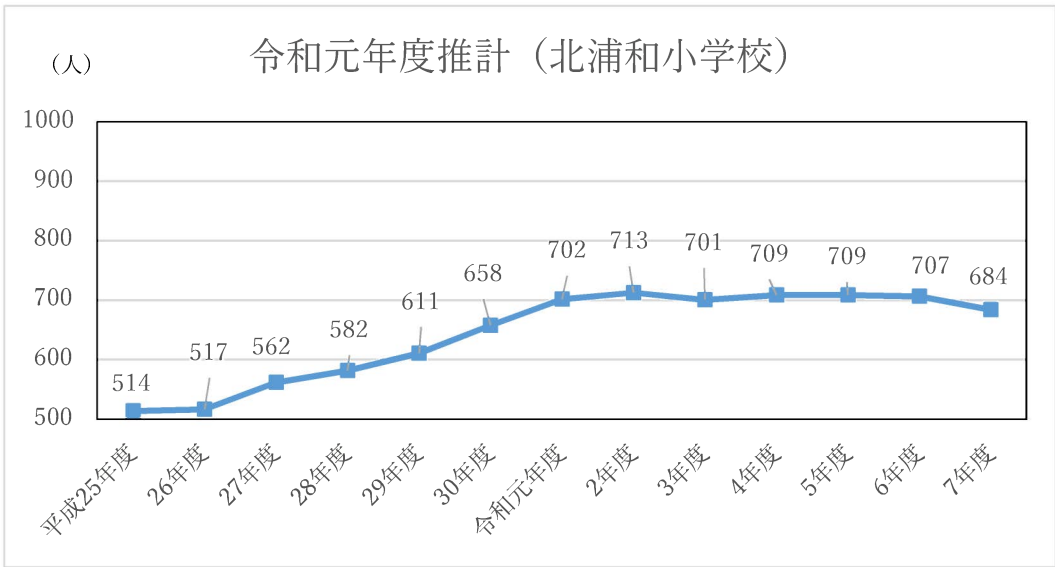
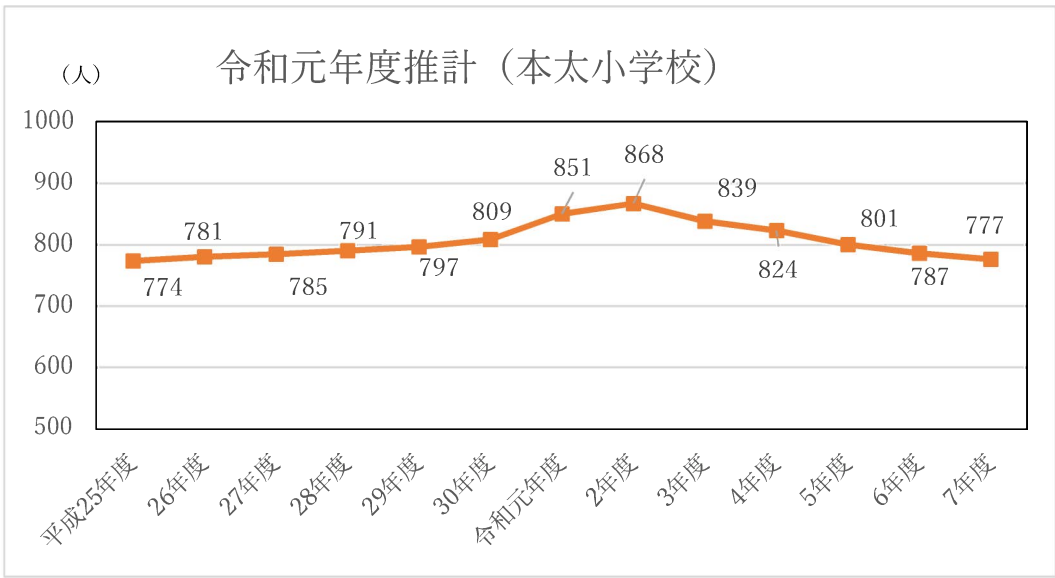
要 望 者： 元町2丁目自治会

対象地域： 浦和区元町2丁目6、13、14番（住居表示）

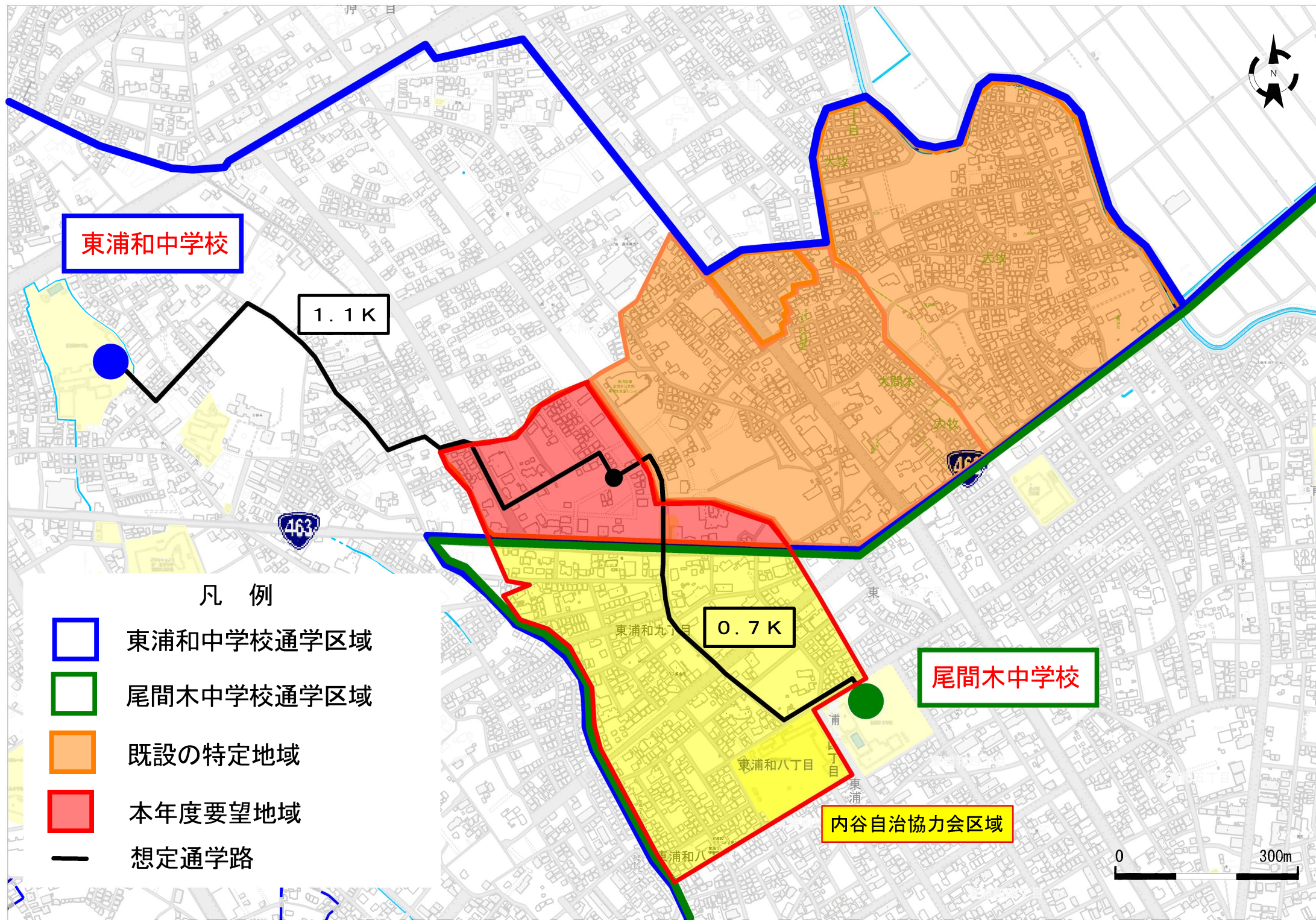
|       | 学校名    | 対象地域からの距離 |
|-------|--------|-----------|
| 指 定 校 | 本太小学校  | 約1.5km    |
| 許 可 校 | 北浦和小学校 | 約0.5km    |

対象地域内在住児童生徒数（R1.10.1現在）

| 就学前 |    |    |    |    |    | 小学生 |    |    |    |    |    | 中学生 |    |
|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 0歳  | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 1年  | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 1年  | 2年 |
| 3   | 3  | 3  | 3  | 0  | 2  | 2   | 2  | 1  | 2  | 2  | 1  | 3   | 0  |







特定地域設定要望について

要 望 者： 内容自治協力会  
対象地域： 緑区大字大間木 7 0 4 ～ 8 4 0

|       | 学校名    | 対象地域からの距離  |
|-------|--------|------------|
| 指 定 校 | 東浦和中学校 | 約 1 . 1 km |
| 許 可 校 | 尾間木中学校 | 約 0 . 7 km |

対象地域内在住児童生徒数（R 1 . 1 0 . 1 現在）

| 就学前 |     |     |     |     |     | 小学生 |     |     |     |     |     | 中学生 |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 | 1 年 | 2 年 |
| 4   | 1 4 | 1 2 | 1 2 | 9   | 1 4 | 1 7 | 1 0 | 1 0 | 1 0 | 6   | 9   | 7   | 8   |

